

青森法政論叢 第21号

2020年8月31日発行

〈論文〉

責任能力なき精神障害者の賠償責任に関する基礎的考察

—19世紀アメリカ法を素材として—

吉 村 顕 真

青森法学会

責任能力なき精神障害者の賠償責任に関する基礎的考察 —— 19世紀アメリカ法を素材として ——

吉村 顕真

目次

- I はじめに：問題の所在と課題の設定
- II 賠償責任肯定主義の形成 — 19世紀前半まで —
- III 賠償責任肯定主義の確立 — 19世紀後半 —
- IV おわりに：19世紀アメリカ法からの示唆

I はじめに：問題の所在と課題の設定

i) 責任能力なき精神障害者が不法行為をした場合、民法713条はその者を免責した上で、民法714条1項よりその監督義務者に賠償責任を負わせるとすることで、被害者を救済している。従来、この民法714条の監督義務者責任は「家族関係の特殊性」という根拠から広く認められてきた⁽¹⁾。しかし、精神障害者に関しては社会で対応していくという流れの中にある今日において、そうした根拠によって家族に監督義務者責任を広く負わせることには無理がある⁽²⁾。このことを映し出した事件が、高齢による認知症患者が列車と衝突して鉄道会社に損害を与えたという最判平成28年3月1日民集70巻3号681頁である。これにより家族といえども直ちに民法714条1項の法定監督義務者に該当するわけではないということが明らかにされた。もっとも、その一方で準監督義務者としての責任可能性が示されたことで責任主体の範囲が曖昧ながらも広げられたが、結局のところ、この問題において被害者救済が困難となったことは確かである⁽³⁾。こうした問題を見ると、精神障害者の場合に関しては、民法714条の前提にある民法713条の在り方、すなわち責任能力がなければ当然に免責されるとしてきた在り方自体を問い直し、自ら賠償責任を負うという選択肢を検討していくことも必要である

う⁽⁴⁾。もっとも、この選択肢を巡っては、この事件が起きる前から2つの方法が提案されてきた⁽⁵⁾。

まずその1つが民法713条（及び712条）を維持した上で衡平責任を導入するという方法であるが、これを最初に具体的な形で提言したのが星野英一教授である。星野教授は、民法713条の2として「前二条の規定により無能力者に責任がない場合において、当事者間の衡平を図るため必要があると認められるときは、裁判所は、加害者の態様、加害者及びその監督義務者の資力、被害者の経済状態その他一切の事情を考慮して、無能力者に対し、他人に加えた損害の全部または一部の賠償を命ずることができる」という規定を加えることで⁽⁶⁾、責任能力なき精神障害者であっても例外的に賠償責任が肯定される余地があることを提案した。

そしてもう1つが民法713条を削除するという方法であるが、近年の学説の中には、民法713条の免責が政策的理由によるものであることに着目して、これを social role valorization という新たな視点から捉え直して主張する見解がある⁽⁷⁾。この見解を主張した久須本かおり教授は、ノーマライゼーションが叫ばれる中、社会的責任という面で精神障害者を保護的に別異に扱うことで、かえって彼らに対する社会的差別を増幅・固定化させる可能性があるとの考え方を受けて、精神障害者であっ

でも健常者と同じように扱うべきであり、そうすることが彼らを尊重することになるため不当であるとは言えないと主張している。もっとも、彼らの賠償責任を肯定することが直ちに賠償金の確保につながるわけではないことから、事前に傷害保険に加入することで対応するとし、また自己責任とすることで保険を普及させることにもつながると主張している⁽⁸⁾。

ii) このように、学説では精神障害者の賠償責任の在り方を巡って2つの方法が提案されているが、学説の趨勢としては、民法713条を維持した上で衡平責任を導入するという方法の方が優勢であり⁽⁹⁾、民法713条を削除することには慎重である⁽¹⁰⁾。こうした趨勢からすると、精神障害者に賠償責任を負わせるとしても、その前提としての民法713条の免責を維持すること自体がもはや揺るぎない方向性であるかのように見える⁽¹¹⁾。しかしながら、諸外国、特にコモン・ロー諸国においては、精神障害者に免責を認めるどころか、むしろ賠償責任を肯定することを原則としていることからすると、民法713条削除というアプローチを完全には排除し切れないだろう⁽¹²⁾。もっとも、そうであるとしても、そもそもなぜコモン・ロー諸国では、日本法と異なって、賠償免責自体を排除し、賠償責任を肯定するとの考え方が確立していったのだろうか。その点に関してこれまでの研究において十分に明らかにされてこなかったが、こうした分析を通じてそこでの特徴を踏まえておくことが民法713条削除アプローチにとっての基礎となるだろう。

そこで、本稿では、精神障害者の賠償責任を肯定する主義（以下、本稿では「賠償責任肯定主義」と言う）を採用している例としてしばしば挙げられるアメリカ法、特に19世紀に着目して、賠償責任肯定主義がどのようなプロセスを経て確立したのかを分析し、その特徴を探っていく。もっとも、賠償責任肯定

主義はアメリカ以外のコモン・ロー諸国においても採用されているが、アメリカでは19世紀後半に賠償責任肯定主義の発祥地であるイギリスに先駆けて過失責任原則を確立させ、過失責任原則のもとで精神障害者の賠償責任の免責を認めるべきかどうかを議論し、その結果、賠償責任肯定主義を確立させたという点で特色がある。なお、本来、時期を明確に練引きできるわけではないが、紙幅との関係から、賠償責任肯定主義が確立した19世紀までに限定する⁽¹³⁾。

以下において、まず、初期イギリス法において賠償責任肯定主義がどのように誕生し、それがアメリカに継受された後にいかなる批判を受けたのかということ进行分析する(Ⅱ)。次いで、19世紀後半のアメリカにおいて過失責任原則が確立する中で、学説上、精神障害者の賠償責任・免責の肯否を巡ってどのような議論がされたのか、またその直後のリーディングケースを通じて裁判所がどのような判断をしているのかということ进行分析する(Ⅲ)。最後に、19世紀のアメリカで確立した賠償責任肯定主義における考え方の特徴を述べた上で、日本法に対する示唆を得る(Ⅳ)。

Ⅱ 賠償責任肯定主義の形成—19世紀前半まで—

1. 初期イギリス訴訟方式に基づく損害賠償責任

(1) 厳格責任としての損害賠償とその漸次的変容

13世紀イギリスのコモン・ローでは訴訟方式 (forms of Action) という手続形式に重点を置いた運用がされていた。そのため、被害者が国王裁判所に訴えを提起するには、まず大法官府 (Chancery) が発行する王の令状 (King's writ) を得る必要があった⁽¹⁴⁾。不法行為に対する救済として利用できる令状としてはトレスパス (不法侵害) があったが、原

告がこの訴えを提起する場合、被告の行為が暴力によるもの（*vi et armis*）であり、それが国王の平和に対する重大な侵害（*contra pacem*）であることを主張・立証する必要があった。このトレスパスは王国の平和を脅かすという犯罪的性質が関係するものであったため、被告の行為に道徳的非難性がある場合に被告は処罰された⁽¹⁵⁾。またそれに付随して損害賠償が原告に認められるようになったが、ここでの損害賠償は原告の損害を填補するというよりも、損害賠償を通じて原告を精神的に満足させることによって血の復讐を抑制させるということに目的があったため、被告に道徳的非難性があることは求められなかった⁽¹⁶⁾。むしろ賠償責任の焦点は行為と結果との間に因果関係があるのかどうか、またその権利侵害が直接的結果であるのかどうかという点にあり⁽¹⁷⁾、損害賠償は厳格責任として認められていた⁽¹⁸⁾。

このような厳格責任は当時の社会経済状況においては適していたが、16世紀に新たな社会的道徳的価値が出現したことで徐々に変容していった⁽¹⁹⁾。その変容をもたらした要因の1つが教会の存在であり、その影響を受けて法は道徳と結びつき、賠償責任の焦点が加害者の行為結果から心理状態へと徐々に移っていった⁽²⁰⁾。またもう1つ要因としては商業及び産業革命の影響があり、産業が発展していく中で文明を歩み・発展させるための活動に対して過失（*fault*）がないまま責任を負わせることは不当な不利益をもたらすと考えられるようになった⁽²¹⁾。裁判所はトレスパス訴訟において先例遵守（*respect for precedent*）をすることで厳格責任をしばらくは維持していたが⁽²²⁾、やがて裁判所は被告に完全に過失がない「不可避的事故（*inevitable accident*）」に関しては“免責事由（*excuse*）”として主張・立証していく余地を認め始め⁽²³⁾、厳格責任の在り方が揺らいでいくことになった。

（2）1616年の *Weaver v. Ward* 判決における傍論

こうした不可避的事故の抗弁の肯否が争われる過渡期中で、偶然にも精神障害者の賠償責任肯定主義が生成された。この原則について初めて言及されたのが1616年の *Weaver v. Ward* 判決である⁽²⁴⁾。本件は、XとYが軍事演習中に小競り合いをする中でYが無意識に銃をXに発砲してXを負傷させたため、XがYに対して暴行を理由とするトレスパス訴訟を起こしたというものである。もっとも、ここで留意すべきことは、本件では精神障害の抗弁の肯否を直接の争点としていたわけではなく、不可避的事故の抗弁の肯否を争う中で裁判所が傍論として言及したに過ぎないということである。本件裁判所は本件事故が不可避的ではなかったとしてXに損害賠償を認めるが、その中で精神障害者の賠償責任について以下のように述べている。

「重罪（*felony*）は意思をもって重罪（*animo felonico*）を犯さなければならないので、もし精神障害者（*lunatick*）が人を殺した場合、またそれと同様の場合、これは重罪ではないものとする。しかし、侵害や損害に従って損害賠償を与えるだけという傾向があるトレスパスの場合、そうではない。それゆえ、もし精神障害者が人を傷つけた場合、彼はトレスパスについて責任を負わなければならない。それゆえに完全に過失（*fault*）がないものと判断され得る場合を除いて、だれしもトレスパスから免責されないものとする（これは免責事由という性質であり、正当化事由という性質ではない（*prout ei bene licuit*）⁽²⁵⁾。」

このように、裁判所は、傍論として、精神障害者であってもトレスパス上の賠償責任が肯定されることを明確にしているが、その根拠が被害者への侵害や損害にあると述べていることからわかるように、この原則は厳格

責任という特徴から導き出されたものである。したがって、賠償責任の場合、刑事責任と同じように、加害者の意思的事情を理由にして賠償免責を争う余地がなかった。もっとも、そうであっても、後には本判決の傍論がこの種の事件の先例として挙げられていくことになる。

2. 初期アメリカにおける賠償責任肯定主義の継受

(1) 賠償責任と賠償額算定における精神障害の考慮

i) アメリカではイギリス法を継受したことから、各州裁判所において賠償責任肯定主義が採用された。このことを示す初期の事例として、例えば、ヴァーモント州最高裁による1845年の *Morse v. Crawford* 判決がある⁽²⁶⁾。本件は、YがXから預かっていた雄牛を殺したため、XがYに対して雄牛殺害に関する損害賠償を求めて動産侵害訴訟 (trover) を提起したというものである。YはXから雄牛を寄託した時だけでなく、雄牛を殺害した時も精神障害であったこと、またYが精神障害者であることをXは知っていたことから、Xには損害を回復する権利が認めないと主張した。しかし、陪審がX勝訴の評決を答申したため、Yは異議を申し立てたが、本件州最高裁は以下のように述べてYの主張を退けた。

「精神障害者 (*lunatic*) は刑法で (*criminally*) 罰せられることはないが、自ら為した不法行為 (*tort*) については責任を負う、というのが一般的原则である。他人の行為によって権利侵害を受けた場合、たとえそれが誤ってなされた、あるいは意図 (*design*) なく為されたとしても、これはトレスパスである。それ故に、なぜ精神障害者が責任を負わされるべきではないのか理由がない⁽²⁷⁾。」

このように、本件州最高裁も賠償責任が刑事責任とは異なることを前提にして、トレスパス上の賠償責任に関しては加害者の意思に関係なく肯定されると判断している⁽²⁸⁾。結局、アメリカでも賠償責任が厳格責任であるため、加害者に精神障害という事情があったとしても、精神障害による賠償免責を認める余地がなかった。

ii) しかし、陪審による賠償額算定レベルでは加害者の精神障害という事情が考慮される余地があり、その点では精神障害の事情を争うことに意味があった。このことを示す事例として、例えばニューヨーク州最高法院による1848年の *Krom v. Schoonmaker* 判決を見てみよう。本件Xは訴追請求状 (*complaint*) がないままY判事が発行した虚偽の逮捕令状のもと不法監禁されたため、XがYに損害賠償を請求したというものである。本件裁判所は陪審に対して、実損害以上の評決を正当化するにはYが令状発行時に正気 (*sane*) であったことが必要であると説示した。これを受けて陪審はXに350ドルの損害賠償金を与える評決を下したが、Yがこの点を巡ってその再審理を求めた⁽²⁹⁾。本件ではYの精神障害の有無が実損害以上の賠償を認めるかどうかに影響するため、その有無が重要な争点となったが、この点について本件州最高法院は以下のように述べている。

「精神障害者 (*lunatic*) は犯罪については罰せられないが、他人に加えた損害については訴えることができる。彼は合理的で自由意思による行動ができる、自由な主体ではない。それゆえ、彼には犯罪のまさに本質である犯罪的意図 (*guilty intent*) をもつ能力がない。しかし、損害に対する損害賠償を請求する民事訴訟は、為した行為に伴う意図 (*intent*) は重要ではないため、彼に対する訴訟が維持されうる。しかし、この区別の基になる原則は、民事訴訟における損害賠償額の算定にも

影響が及ぶ。通常、人身損害訴訟において、損害賠償額は、少なくともかなりの程度で、行為を行う当事者に影響を与えた動機によって決定される。…（中略）…しかし、精神障害者に関しては、彼に適切な意思（will）がないため、彼の不法行為訴訟における唯一の適切な損害賠償算定基準は被害者への単なる填補ということになる⁽³⁰⁾。」

このように、本件州最高法院は、賠償責任レベルでは加害者の意思が何ら影響しないとしつつも、陪審による賠償額算定レベルではそれが考慮されるとしている。すなわち、通常の場合であれば、加害者の動機（故意、害意、挑発による興奮）により損害賠償額が増減するが、精神障害者の場合には合理的自由意思がないため、賠償額の増額調整はなく、賠償額が填補の範囲に留まるとしており、この点では精神障害という事情が考慮されている⁽³¹⁾。

（2）セジュウィックによる免責肯定説

このような賠償責任の在り方に対して批判がないわけではなかった。これを痛烈に批判したのがセジュウィック（Theodore Sedgwick）である。彼は“A TREATISE ON THE MEASURE OF DAMAGES”という著書の中で加害者の意思が直結する懲罰的損害賠償を説明しているが、そこから「被告の意図（intent）が損害賠償に関して重要であるということは、我々の法において常に認識されてきた」にもかかわらず、実際には「意図の問題は損害賠償額の軽減や加重の中で主張されているだけである」との問題を指摘している⁽³²⁾。こうした認識のもと、トレスパスにおいて加害者の意思に関係なく精神障害者の賠償責任を肯定していることに対して、上述した *Morse v. Crawford* 事件及び *Krom v. Schoonmaker* 事件を引用しつつ、次のように批判した。

「道徳的見地から、これは決して許されるべきではなかった。健全な精神状態の（*compos mentis*）場合、意図が決定的ではないけれども、それでもやはり、自らの行為の結果を予見しかつ身を守る能力のある当事者の行為が罰される行為である。そして不可避的事故は常に免責事由であると考えられてきた。精神障害者の場合、法の介入を求めることは健全な政策（good policy）ではないということ、そして精神障害者による行為は不可避的事故と呼ばれる事件の類に属しているということが強く求められるだろう⁽³³⁾。」

このように、彼は、加害者の意思は賠償額算定という事実問題レベルで斟酌されるものではなく、賠償責任という法的レベルで考慮されるべきであるということ、またその責任判断にあたって「意図」までは求めないとしても、「自らの行為の結果を予見しかつ身を守る能力」の有無を基準とすべきであると主張している。そしてこれを前提にするならば、そうした能力がない精神障害者の行為は不可避的事故と同じものと位置付けられるため免責されるべきであるとして、伝統的な賠償責任の在り方に対して根本的な批判をしている。このような彼の加害者の意思に着目した批判はその後の実体的議論へと展開していく端緒となった点では重要な意義があったが、この時点では厳格責任が支配する状況であったため、直ちに受け入れられることはなく、その見直しに迫る批判とはならなかった。

Ⅲ 賠償責任肯定主義の確立—19世紀後半—

1. 精神障害者の賠償免責を巡る学説上の論争

（1）訴訟方式から実体的不法行為法への移行
しかし、19世紀中頃から賠償責任肯定主義を巡る議論状況が一転した。その重大な契機となったのが *Brown v. Kendall* 判決であり⁽³⁴⁾、

それを機に「過失なければ責任なし」が一般原則となり、被害者の損害に焦点を当てた厳格責任としての在り方が揺らいだ⁽³⁵⁾。また厳格責任の根源となっていた訴訟方式を廃止し、従来の技術的な訴答を改革したこともその一因であった⁽³⁶⁾。その結果、訴訟方式による区別よりも、故意と過失との区別にこそ意義があると考えられるようになった。そしてコモン・ロー上の暴行に関するトレスパスの訴訟方式は暴行という意図的不法行為へ、また過失・不履行に関する特殊主張侵害訴訟という訴訟方式は過失不法行為へと実体法的に分類されていった。このように被害者の損害から加害者の故意・過失へと帰責根拠が移行していく中では、これらの帰責根拠がいずれも被告の道徳的有責性 (moral fault) にあるとの示唆をしているかのように見えた⁽³⁷⁾。そして民事責任と刑事責任の目的は何か、不法行為としての権利侵害行為が犯罪としてのそれと同じであるのかどうか、といった新たな実体法的問題を浮上させることになった⁽³⁸⁾。

とりわけ精神障害者による不法行為との関係では、精神障害者であっても従来通りに賠償責任を肯定していくのか、それとも刑法上での責任無能力による免責抗弁 (insanity defense) を賠償責任においても認めていくのかどうか問題となり、1880年以降に、特に過失不法行為を念頭において議論された⁽³⁹⁾。そしてその議論の先駆者となったのが、ミシガン州最高裁判事でもあったクーリー (Thomas M. Cooley) と、連邦最高裁判事でもあったホームズ (Oliver Wendell Holmes) である。クーリーは精神障害者の賠償免責を否定する論者であり、とりわけ彼の見解は裁判所に賠償責任肯定主義を引き続き正当化していくための根拠を与えるものとなった。その一方、ホームズは精神障害者の賠償免責を肯定する論者である。彼の見解は裁判所の賠償責任肯定主義を変更させるには至らなかったものの、その後の学説には影響

を与えた⁽⁴⁰⁾。では、彼らはどのような主張をしたのか。

(2) クーリーによる免責否定説とホームズによる免責肯定説

i) まず、クーリーは1880年に出版した著書 “A TREATISE ON THE LAW OF TORTS OR THE WRONGS WHICH ARISE INDEPENDENT OF CONTRACT” の中で、精神障害者の賠償責任を肯定すべきと主張した⁽⁴¹⁾。では、なぜ賠償責任が肯定されるのか。この点に関して、彼は民事責任と刑事責任の違いに着目している。すなわち、刑事責任に関しては故意 (intent) に基づく加害者の処罰が目的であるため、それが欠如する精神障害者に刑事責任を問うことができないが、賠償責任に関しては被害者の損害填補が目的であるため刑事責任における責任無能力の抗弁が妥当しないと言う⁽⁴²⁾。もっとも、彼は、精神障害者に賠償責任を負わせるとしても、精神障害者が理性をコントロールできないにもかかわらず、通常人と同様の注意及び予防措置を講ずる義務を負わせることは困難・不公平な状況さえあるものの、結局のところ、この問題は誰が費用を負担するのかという「政策の問題」であって、この公共政策の問題は「一般の福祉」を最も促進するルールが何であるかを考慮して解決されねばならないと主張した⁽⁴³⁾。

では、彼はいかなる理由から精神障害者の賠償責任を政策的に正当化したのか。彼はその理由として次の点を挙げている⁽⁴⁴⁾。第1に、精神障害者に財産がある場合にまで、その結果・損害を公衆や被害者に負担させることは妥当でなく、むしろ不公平にすらなるという衡平上の理由である。第2に、精神障害者が賠償責任を負うとすれば、いずれ彼らの財産を承継することになる親族や近親の後見人がその財産維持に努め、精神障害者による自傷・他傷を抑制するためにより注意深く行動する刺激を与えるという監督上の理由であ

る。第3に、精神障害と害意を常に明確に区別できているわけではなく、実際に刑事裁判において精神障害者の責任無能力に対して不評や困難があるにもかかわらず、民事裁判でもそれを認めるならば同様の問題が生じるという判断・立証上の理由である。なお、当時、これらの政策的理由の中で最も強力な理由となったのが第2の理由であろうが、これに関しては改めて次の「2」の中で述べる⁽⁴⁵⁾。

ii) その一方、ホームズは1881年に出版した“THE COMMON LAW”の中で、加害者が結果回避措置を講ずることができるのかどうかという点に着目した上で、精神障害者の賠償責任を否定すべきと主張した⁽⁴⁶⁾。すなわち、彼によれば、そもそも人はみな他人への損害発生を回避するための通常的能力を有するものと推定されるのが原則であり、これは責任のルールであるだけでなく、道徳的根拠(moral basis)でもあると言う。しかし、この原則には例外があり、予防措置を講じることが不可能であると誰もが認識し得る明白な欠陥がある場合には、その者がそうしなかったことにつき責任があるとは判断されないと。そしてその例外としては幼児、身体障害者、精神障害者が挙げられるが、特に精神障害者に関してはその判断をすることがより難しい類型であるとした上で、精神障害が顕著である場合には、罹患者は違反したルールに従うことが明らかにできないので、良識(good sense)において精神障害を免責事由(excuse)として認める必要があると主張した。

iii) 以上のように、両者の見解を見ると対照的である。まず、クーリーは、賠償責任と刑事責任が異なることを前提にして、賠償責任に関しては「損害」填補を徹底すべきとの考えのもと、過失の有無は抽象的に判断するゆえに、精神障害という個人的事情を考慮対象にはしない。そのため、現実的には通常人と同様の注意義務を求めることが困難であっ

たとしても、結局は政策の問題として正当化されるというものであった。これに対して、ホームズは、精神障害者に関しては例外的に行為者本人の具体的な注意能力に着目して、過失の有無を具体的に判断するとしている。そのため、賠償責任の前提にある注意能力が欠如する者であれば、免責によって賠償責任から解放されると解している。もっとも、この見解によるならば、クーリーが指摘したような精神障害の判断・証明困難という問題が生じるが、ホームズはこの点を意識していないわけではなく、「顕著」な精神障害という客観性を免責要件に取り込むことで一定の対応をしている。しかしながら、仮にそうした制限のもとで免責を認めていくとしても実際には保護の余地がかなり狭くなり、免責が機能しなくなるように思える。また、精神障害による免責には法的根拠があるわけではなく、単なる「良識」に求める点でその判断が恣意的になりかねないという点でも、実際にこれを認めていくにはなお課題があったと言える。

2. 学説上の論争後における州裁判所の状況

(1) 社会的背景としての優性思想の影響

以上のように、精神障害者の賠償責任・免責を巡って意見が分かれている学説とは対照的に、州裁判所(ルイジアナ州を除く)においては、精神障害者の賠償責任を躊躇なく肯定していった⁽⁴⁷⁾。では、なぜ裁判所ではこの立場が圧倒的な支持を得たのか。その理由としては、いくつかの裁判所が明示しているように、賠償責任肯定主義が既に確立したという法形式的理由が挙げられる⁽⁴⁸⁾。しかし、それだけでなく、当時のアメリカ社会でもてはやされていた社会思想のもとでは賠償責任肯定主義を利用することがある意味で好都合であったという社会的理由もある。すなわち、この時期にはイギリスの哲学者ハーバード・スペンサーによる「社会進化論(社会

ダーウィニズム)」がもてはやされていた。これはスペンサーがイギリスの生物学者ダーウィンによる「種の起源」を人間社会に応用したものであるが、これによれば激しい競争を勝ち抜いた成功者は生存競争の適者とされ、敗者は切り捨てられると考えられた⁽⁴⁹⁾。

こうした流れの延長上に「優生思想」があった⁽⁵⁰⁾。そしてこの思想のもと19世紀末までには、精神障害者の無能力 (incompetence) によって社会が無力にされる (swamp) との偏見から、精神障害者は「社会にとっての脅威」とさえ考えられるようになり、精神障害者が実効性あるコントロール下に置かれているかどうかは社会にとって重大な関心事となっていた⁽⁵¹⁾。このことを示しているのがクーリーの見解である。彼の見解が裁判所に影響を与えたことは上述したが、その彼が著書の中で「国家は全体として、無能力者はみな適切かつ責任ある後見人の監督下にあるということを深く気にかけている。後見人の職務は、無能力者を世話することであり、彼等の状態から生じる可能性のある侵害から自分自身及び公衆を守ることである」と述べていることから、当時の状況が読み取れるだろう⁽⁵²⁾。このような懸念はやがて精神障害者を断種し、社会から隔離した場合にのみ災難が回避できると主張する「優生学運動 (eugenics movement)」へと展開していくことになるが⁽⁵³⁾、この時期に精神障害者を断種し、施設に隔離する多数の法律が可決されたことからすると⁽⁵⁴⁾、そうした懸念が当時の社会で共有されていたと言える⁽⁵⁵⁾。また裁判所でも、不法行為責任という脅威を通じて親族や後見人が精神障害者を施設に入れるように誘導していくことを判決の中で示すようになった⁽⁵⁶⁾。

(2) Williams v. Hays 判決における判断内容

では、以上で見た社会的状況のもと、実際に裁判所はどのように精神障害者の賠償責任

を判断していたのか。そこで、この問題に関するリーディングケースとされるニューヨーク州最高上訴裁判所による1894年の *Williams v. Hays* 判決を見てみよう⁽⁵⁷⁾。まず本件事実の概要は次の通りである。

船の共同所有者の1人であるYは他の共同所有者Aとの契約のもと本件船での航海中に嵐に遭遇した。Yは船を管理する立場にあったが、2日以上継続的勤務により疲労していたためキャビンに行き、船を仲間と乗組員に任せた上で、キニーネを大量に服用して横たわった。Yの仲間は舵が壊れて使えなくなっていることを発見したため、Yに手助けを求めに行ったが、Yはそれを拒否し、船を嵐から守る努力をしなかった。結局、船は岸に漂流し、完全に破壊された。Aの船の損害は保険会社Xによって保証されたが、Xはその代位としてYに対し過失を理由とする損害賠償を求めた。そこで、Yは一時的に心神喪失状態で意識不明であったため、起きたことについて何も知らなかったとして、船の損害に関する賠償責任の免責を主張した。このYの主張に対してアール (Earl) 判事は次のように述べた。

「我々にとって [その] 判断をするにあたって重要な問題は、被告の精神障害が原告の主張に対する抗弁となるかどうかということであるが、私は抗弁にならないと考える。精神障害者は精神的に健全な者と同じように自らの不法行為について責任を負うというのが一般的ルールであり、そのルールはすべての不法行為に適用される。もっとも、害意によるもの、すなわち、文書誹毀、口頭誹毀、そして悪意訴追のように、実際のまたは見なされる故意が必須の構成要素である不法行為はおそらく除かれる。それ以外のすべての不法行為において意図は構成要素ではない。そのため行為者は何ら害意もなく、善良かつ健全な目的で行為をしたけれども、行為者は責任を

負う。法は、他人によって損害を被った者に目を向けており、そして損害を惹き起こした者の目的や精神的または肉体的条件を全く考慮することなく、被害者を完全にすることを求める。裁判官の意見の中に、精神障害者の不法行為に関する責任にいくつかの根拠があった。2人の帰責性のない者のうちの1人が損害を負わなければならない場合、自らの行為により損害を惹き起こした者の行為に損害を負わせなければならない、というルールが引き合いに出されてきた。公共政策が責任の強制を求めるので精神障害者の親族にはその者を拘束する動機があること、そして不法行為者が他人に損害を惹き起こす自らの権利侵害行為を弁護するために精神障害を装ったり、見せかけたりすることは許されないとされている。精神障害者は自らのその他の不運に耐えているように、自らの不法行為によって惹き起こした損害を負担しなければならない、そのような損害の負担は他人に負わしてはいけない⁽⁵⁸⁾。」

このように、アール判事は、精神障害者であっても、特に「故意」が必要となる一部の不法行為類型を除いて賠償責任を負うとして従来の方向性を変更しないことを表明している。もっとも、ここで注目すべきことは、精神障害者であっても賠償責任が肯定されるということを説明するために、厳格責任時代に出された先例・理由付けをもとにしているということである。この点を確認すると、まず、上記において、この原則の焦点が被害者の損害にあるため、その責任判断においては加害者の目的や精神的・肉体的条件を全く考慮することなく、被害者の損害を完全にすると述べている。またその正当化理由の1つとして、帰責性なき当事者であっても損害を惹き起こした以上は責任を負うという理由を挙げている。これらを見ると厳格責任を対象とした説明と言えるが、この点をさらに明確に

しているのが次の部分である。

「不作為（non-feasance）の不法行為と失当行為（misfeasance）の不法行為—純粋な過失行為とトレスパス行為において、未成年者と精神障害者の責任に関して区別はあり得ない。責任の根拠は、不法行為によって惹き起こされた損害にある。それは過失によるものであろうとトレスパスによるものであろうと全く同じである。被害者は、トレスパスの場合と同様に過失の場合においても補償を受ける権利がある。そして無能力者は、権利と公平の原理および公共政策の原理に基づいて、過失の場合においても、トレスパスの場合と全く同じように、損害を補償することに拘束されねばならない。そして、私はその区別をする事件がないと理解してきた⁽⁵⁹⁾。」

これは未成年であれ、精神障害者であれ、不作為と失当行為、過失とトレスパスの責任において区別されないというコモン・ロー原則の立場を表明したものであるが、ここでも賠償責任の根拠が、被害者の損害にあると述べていることから、この原則が厳格責任を対象としたものと言える。もっとも、その一方で、過失責任を原則とした以上、その下で厳格責任としての説明をどのように整合させるのかということが問題となるが、アール判事は過失責任について全く意識していないわけではない。アール判事は、本件ではYが船の航行・使用につき通常の注意力に拘束されるということにつき誰も争っていないとしつつも、以下のようにYの過失が判断されると述べている。

「それは、精神障害者、盲人、病人、あるいはその他肉体的にまた精神的に不完全または無能な者が払い得たような注意ではない。そのような者は法律上の合理的慎重さを備えた者ではないし、彼はその基準を満たさない

(furnish)。その標準人 (standard man) とは個々の者ではなく、通常の精神的および肉体的能力及び通常の慎重さを備えた抽象的または理想的な者である。注意義務を評価される特定の者はその基準を備えていない。彼は能力と慎重さにおいて標準人を下回るかもしれないが、法はそのことを考慮しない。むしろ彼はその基準に達するべきであり、かつそれによって彼の義務が評価されるべきということとを要求する⁽⁶⁰⁾。」

このように、アール判事は、その過失を判断する場合には精神障害者であっても標準人を基準とし、その基準を下回るとしてもそれを「考慮しない」とし、むしろ標準人「基準に達するべき」とさえ述べている⁽⁶¹⁾。こうした標準人基準による過失判断は、刑事責任のように加害者の個人的事情を問題としないとする点では厳格責任時代以降の先例の方向性に沿ったものとは言える。しかしながら、本件において、精神障害による免責が認められず賠償責任を負うということを説明するために、厳格責任時代の先例を不適切に持ち出した点には問題がある。したがって、本判決は精神障害者の過失を一応は判断したものではあるが、過失責任としては整合性のある説明とはなっていない⁽⁶²⁾。

IV おわりに：19世紀アメリカ法からの示唆

以上、本稿では、精神障害者の賠償責任の在り方を検討していくための基礎的考察として、まずは精神障害者の賠償免責を否定しているアメリカ法に着目し、19世紀に賠償責任肯定主義がどのように確立していったのかということとを分析してきた。そこで、まずアメリカ法の特徴を述べる。

i) 第1の特徴としては、賠償責任に関しては被害者の「損害」填補を徹底していくことにこそ意義がある点と考える点である。アメ

リカ法では、過失責任が原則となった後においても、刑事責任に関しては加害者の故意を根拠とする責任であるため、免責が認められる余地があるが、賠償責任に関しては被害者の損害を填補するものであるため、刑事責任と同じように加害者の意思に着目する免責を認めるべきではないとの考え方が深く根付いている。またそれに関連して、過失判断において、通常人・合理人を基準とし、精神障害という個人的事情を考慮した例外基準を認めないとしている点からも、被害者の損害填補を徹底すべきとの考え方が見られる。もっとも、これを明らかにした *Williams v. Hays* 判決には理論的問題があるものの、その前提として示された精神障害者の賠償責任を肯定する政策的理由、すなわち2人の帰責性なき当事者のうちの1人が損害を被った場合、損害を惹き起こした者がその損害を負担しなければならないという衡平上の理由や、精神障害の偽装への懸念という判断・証明上の理由からも、そうした考え方が見られる⁽⁶³⁾。

第2に、親族・後見人の位置付け(賠償責任者)にも特徴がある。すなわち、アメリカ法では、親族・後見人は精神障害者の監督を求められてはいるものの、賠償責任ある監督義務者へと直ちに結び付けられているわけではない。むしろ、精神障害者の賠償責任を肯定する正当化理由の中で示されているように、精神障害者に賠償責任を負わせることで将来取得し得る財産が減少するという不利益を親族・後見人に負わせることによって、彼らがより注意深く精神障害者を監督していくためのインセンティブを高めるという形にしているに過ぎない。もっとも、親族・後見人に対して賠償責任を直接追及していく余地が全くないわけではないが、過失責任原則との関係から親族・後見人はあくまでも賠償責任者としての直接的立場にはなく⁽⁶⁴⁾、財産減少という反射的不利益を受ける立場に留めている。その結果、精神障害者の賠償責任の問

題は加害者と被害者との二当事者間での問題であるため、被害者は基本的には加害者である精神障害者本人に賠償責任を求めざるを得ない形となっている。こうした二当事者間の問題として損害賠償を処理する意識は、上記で述べた衡平上の理由からも示されている。

ii) このようなアメリカ法の特徴から、日本法における精神障害者の賠償責任の在り方に対して次のような示唆が得られるだろう。

第1に、賠償免責を当然とする民法713条の在り方に関する示唆である。日本法では、民事責任と刑事責任では目的が異なると解する一方で、精神障害者の各責任の処理方法においてその違いを反映させることなく、「責任能力」の有無の問題に結びつけて、民事責任の場合においてもそれが無ければ当然に免責するとしている。この点に関して、アメリカ法が示していたように、民事責任と刑事責任の目的がそれぞれ異なるのであれば、必ずしも民事責任においても責任無能力による免責を当然の帰結としておく必要はなく、民事責任に関しては精神障害者の保護よりも被害者の損害填補を優先していくことも有り得るだろう。とりわけ、今日、民事上の責任能力は、過失の客観化に伴って過失責任の論理的な前提として解されなくなった。またそれによる免責は政策的保護によるものとは言うものの、その背後にある精神障害者に対する考え方や責任保険の普及を含めた社会状況も変化している。こうした点も踏まえると、民法713条の免責を当然とする在り方には再考する余地があるだろう⁽⁶⁵⁾。

第2に、監督義務者が補充的とはいえ責任を負うものとして、当然に民法713条と一体的に連結している民法714条責任の在り方に関する示唆である。日本法では、精神障害者による不法行為の問題は、民法713条による免責の結果、民法714条による監督義務者の賠償問題としてきた。さらにこの監督義務者責任は「家族関係の特殊性」から無過失責任

的な厳しい責任を負わすことができると解されてきた。しかしながら、アメリカ法が示しているように、精神障害者の不法行為責任をその監督義務者の賠償責任問題へと直ちに結び付ける形を当然視することには再考の余地があるだろう。この点に関して、まずは精神障害者と被害者での問題とし、それとは別に、精神障害者の家族などに対して賠償責任を追及していくのであれば、民法714条の監督義務者の問題としてではなく、民法709条の問題とした上でその者に具体的な予見可能性及び結果回避可能性があったかどうかをもとに処理していく方が妥当であるように思える⁽⁶⁶⁾。

もっとも、民法713条を削除し、精神障害者に賠償責任を負わせるとしても、次に、それによって実際にどれだけ被害者救済につながっていくことができるのかということを検討する必要がある。また、この点に関連して、近年におけるアメリカの学説では通常人基準による一律の判断をすることに対して修正を求める見解が有力に主張されているが⁽⁶⁷⁾、こうした動きからすると、本当に健常者の場合と全く同じ方法で単純に処理していいのか、それとも別の方法で処理すべきなのかという点も踏まえた上でなお慎重に検討していく必要がある。さらに、精神障害者の家族などに対して民法709条に基づく監督義務違反を追及していくとしても、具体的にその監督義務がだれにまたどのような場合に発生するのかなどの問題があるが、これらは今後の検討課題としたい。

注

- (1) 加藤一郎『不法行為』（有斐閣、1974年）159頁、平井宜雄『債権各論Ⅱ 不法行為』（弘文堂、1992年）214頁、水野紀子「精神疾患者の家族の監督責任」町野朔先生古稀記念『刑事法・医事法の新たな展開（下巻）』（信山社、2014年）249頁。なお、

- 人的危険源説に関して、四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為（下巻）』（青林書院、1985年）670頁。
- (2) 潮見佳男『不法行為法Ⅰ』（信山社、第2版、2009年）408頁及び422-424頁、橋本佳幸ほか『民法Ⅴ 事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、2011年）253頁〔小池泰〕、久須本かおり「認知症の人による他害行為と民法714条責任、成年後見制度」愛大203号（2015年）145-146頁、米村滋人「判批」法教429号（2016年）55頁。
- (3) 窪田充見「判批」ジュリ1491号（2016年）67頁、米村滋人「法律判断の『作法』と法律家の役割—認知症鉄道事故の最高裁判決に寄せて」法時88巻5号（2016年）1頁、山地修「判解」ジュリ1495号（2016年）99頁、久保野恵美子「判批」431号（2016年）140頁、青野博之「判批」新・判例解説Watch19号（2016年）63頁、廣峰正子「判批」金商1493号（2016年）2頁、前田陽一「判批」論究ジュリ20号（2017年）79頁、瀬川信久「判批」民商153巻5号（2017年）713頁、米村滋人「判批」交通事故判例百選233号（有斐閣、第5版、2017年）74頁、中原太郎「判批」民法判例百選238号（有斐閣、第8版、2018年）188頁、大澤逸平「判批」判時2386号（2019年）157頁、山地修「判解」最判解民事篇平成28年度（2019年）159頁など。なお、大分地裁令和1年8月22日判時2443号78頁では、加害行為を行った責任無能力者の両親が民法714条1項類推適用に基づく賠償責任を負うかどうかの問題となったが、大分地裁は最高裁平成28年3月1日判決で示された準監督義務者の判断基準に基づいてその該当性を具体的に判断し、その結果、それには該当しないと判断した。
- (4) 公的損失補償に関して、窪田充見「神戸市の『認知症の人による事故に関する救済制度』について」法時91巻3号（2019年）80頁、手嶋豊「神戸市における認知症の人に対する事故救済制度の意義と課題」ジュリ1529号（2019年）68頁。なお、2019年11月の時点で、39の自治体において民間保険による事故救済制度を導入している（朝日新聞朝刊2019年11月26日）。
- (5) 加藤・前掲注(1)141、147頁。なお、同「過失判断の基準としての『通常人』」我妻栄先生追悼論文集『私法学の新たな展開』（有斐閣、1975年）445-449頁も参照。
- (6) 星野英一「責任無能力者・監督義務者の責任」ジュリ918号（1988年）86-87頁及び同『民法論集第9巻』（有斐閣、1999年）219頁。
- (7) 久須本・前掲注(2)145-152頁。また田上富信教授は被害者救済の観点から713条の削除及び適用制限を主張している（田上富信「責任能力喪失者の民事責任」愛学法同窓会・法学論集5巻（2016年）157頁。）。
- (8) 米村教授は、責任保険の加入を促進する方法として、近親者など特定の賠償負担者に被害を転嫁していく方法を提案している（米村滋人「最高裁判決の意義と今後の制度設計のあり方」法時89巻11号（2017年）108頁・注15。）。
- (9) 星野英一「責任能力」ジュリ893号（1987年）89頁、民法改正研究会（代表：加藤雅信）「日本民法典財産法改正試案」判タ1281号（2009年）140頁、青野博之「責任能力規定をどう考えるか」『民法改正を考える』（日本評論社、2008年）352頁、窪田充見「責任能力と監督義務者の責任」現代不法行為法研究会『不法行為法の立法的課題』別冊NBL155号（商事法務、2016年）88頁、前田陽一「判批」リマークス54号（2017年）46頁。なお、衡平責任の問題点に関しては、潮見・前掲注(2)404頁、同『基本講義 債権各論Ⅱ 不法行為法』（新世社、第3版、2017年）106頁、同「不法行為法の立法的課題」現代不法行為法研究会『不法行為法の立法的課題』別冊NBL155号（商事法務、2016年）16頁、手嶋豊「認知症の影響下において生じた事故の損失への対処」法時89巻11号（2017年）101頁を参照。
- (10) 星野・前掲注(6)88頁、椋見由美子「不法行為における責任無能力者制度について」星野英一先生追悼論文集『日本民法学の新たな時代』（2015年、有斐閣）715頁。なお、特定領域において民法712条・713条の免責に一定の制限があることは、この問題が顕在化する以前から議論されてきた（山口純夫「責任能力」山田卓生編『新・現代損害賠償法講座 第1巻 総論』（日本評論社、1997年）70-72頁）。
- (11) 責任無能力に関する明文規定は旧民法においては存在せず、法典調査会における現行民法の議論の中で導入された（椋見・前掲注(10)721-730頁）。この点に関して、起草した穂積陳重博士は現行民法713条にあたる第721条案を説明する中で、イギリスが賠償責任肯定主義を採用しているだけであって、これには「少シモ其責任ノ根據ト云ウモノガナイ」との否定的な評価しており、原則とし

- て責任無能力者は免責するものとした。その上で、「是ヲ看護シ之ヲ監督致シマスル者ノ方ニ責任ヲ負ハセルト云フコトヲ本則ニシテ置ク方ガドウモ穩カナモノデアラウ」として、諸外国の多数の立法例に倣った（法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会 民法議事速記録 五（第百十一回－第百三十六回）』（商事法務、1984年）323-324頁）。なお、その立法過程において参照された1つであるドイツ法では、ドイツ民法827条草案（精神障害者の免責）の審議において刑事責任能力に関する豊富な刑事理論の成果を民事責任能力理論に享受させたことにより、比較的早い段階で条文が確定したと言われているが（益澤彩「過失不法行為における帰責・免責システムの構造(1)」民商126巻1号（2002年）106頁・注12）、これを見ると、民事責任能力としての独自の積極的な議論をして導入されたわけではないと言えるだろう。
- (12) フランスでの議論に関しては、福田伸子「精神障害者の民事責任と過失責任主義—仏民法典478-2条（1968年1月3日の法律）を中心に—」名法96巻（1983年）442頁、新関輝夫「フランス不法行為におけるフォート概念の変容」森島昭夫教授還暦記念論文集『不法行為法の現代的課題と展開』（日本評論社、1985年）65頁。
- (13) 精神障害者は19世紀まで“lunacy”や“insane”と表記されていたが、20世紀には“mental disability”や“mental deficiency”と表記されるようになった。本稿では、これらを「精神障害者」と訳す（Jacob E. McKnite, *When Reasonable Care is Unreasonable: Rethinking the Negligence Liability of Adults with Mental Retardation*, 38 WILLIAM MITCHELL L. REV. 1376, 1376 n.2(2012)）。
- (14) 田中英夫『英米法総論（上）』（東京大学出版会、1980年）78-79頁、望月礼二郎『英米法』（青林書院、新版、1997年）139-140頁。PROSSER AND KEETON ON THE LAW OF TORTS § 6, at 29(5th ed. 1984)。
- (15) 国王の刑事訴追による処罰が十分に強力になったことで、後にトレスパス訴訟における懲罰的な機能は消滅していった（Francis H. Bohlen, *Liability in Tort of Infants and Insane Persons*, 23 MICH. L. REV. 9, 13(1924)）。
- (16) Bohlen, *supra* note 15, at 13 ; Pamela Picher, *The Tortious Liability of the Insane in Canada: With a Comparative Look at the United States and Civil Law Jurisdictions and a Suggestion for an Alternative*, 13 OSGOODE HALL L. J. 193, 196-97(1975) ; 2 HOLDSWORTH, A HISTORY OF ENGLISH LAW, 50-51(3rd ed. 1923) ; DAN DOBBS, THE LAW OF TORTS § 24, at 26(2000). 望月・前掲注(14)142頁。
- (17) トレスパスでは権利侵害に焦点があるため、損害の有無に関する証明がなくても損害賠償が認められた（DOBBS, *supra* note 16, § 14, at 26 ; Bohlen, *supra* note 15, at 13.）。
- (18) Picher, *supra* note 16, at 196-97. 望月・前掲注(14)207頁。
- (19) Bohlen, *supra* note 15, at 13 ; Picher, *supra* note 16, at 197.
- (20) Picher, *supra* note 16, at 197. なお例外については、R. Harris, *Liability Without Fault*, 6 TUL. L. REV. 337, 346(1932) を参照。
- (21) 2 HOLDSWORTH, *supra* note 16, at 53 ; Bohlen, *supra* note 15, at 13 ; Picher, *supra* note 16, at 197.
- (22) 14世紀末頃から「暴力による」ものでもなくともよく、また被告の行為による間接的損害でない場合でも救済を認めるという「ケース（特殊主張訴訟 *trespass on the case*）」が成立していった（Bohlen, *supra* note 15, at 13 ; Picher, *supra* note 16, at 197.）。望月・前掲注(14)139頁。
- (23) その他、不可避的緊急避難（inevitable necessity）や正当防衛（self defense）がある（Bohlen, *supra* note 15, at 14 ; Picher, *supra* note 16, at 196-97.）。
- (24) *Weaver v. Ward*, 80 Eng. Rep. 284(1616).
- (25) *Id.*
- (26) *Morse v. Crawford*, 17 Vt. 499(1845).
- (27) *Id.* at 502.
- (28) 精神障害者による不法行為事件ではないが、*Amick v. O'Hara*, 6 Blackf. 258, 259(1842) も参照。
- (29) *Krom v. Schoonmaker*, 3 Barb. 647(1848).
- (30) *Id.* at 650.
- (31) なお、精神障害者は懲罰的損害賠償の責任を負うこともない。*Cross v. Kent*, 32 Md. 581(1870) ; *Ward v. Conatser*, 63 Tenn. 64, 65(1874) ; *Jewell v. Colby*, 66 N.H. 399(1891) を参照。Picher, *supra* note 16, at 217 ; Patrick Kelley, *Infancy, Insanity, and Infirmity in the Law of Torts*, 48 AM. J. JURIS. 179, 183(2003).
- (32) THEODORE SEDGWICK, A TREATISE ON THE MEASURE OF DAMAGES, 454-55(2d ed. 1852).
- (33) *Id.* at 455. 彼は、損害賠償額が害意などにより増額するという点から、損害填補という概念の中

- に罰の概念が入り込んでいると見ている。
- (34) *Brown v. Kendall*, 6 Mass. 292(1850). なお、本件では、通常の注意とは、合理的で注意深い者が払う程度・種類を一般的に意味するとして、合理人が基準となることも判示した (*Id.* at 296.)。
- (35) 16世紀から徐々に始まった厳格責任からの脱却は、アメリカでは1850年の *Brown v. Kendall* 判決を通じて、またイギリスでは *Stanley v. Powell*, 1 Q. B. 86(1891) を通じて成し遂げられる (望月・前掲注(14)144頁、207-209頁)。
- (36) Kelley, *supra* note 31, at 184. 田中英夫『アメリカ法の歴史 (上)』(1968年、東京大学出版会)410-411頁、田中・前掲注(14)273-276頁。
- (37) Kelley, *supra* note 31, at 182-83.
- (38) *Id.* at 183.
- (39) James W. Ellis, *Tort Responsibility of Mentally Disabled Persons*, 1981 AM. B. FOUND. RES. J. 1079, 1083(1981) ; Kelley, *supra* note 31, at 184.
- (40) EDWARD AMES JAGGARD, HANDBOOK OF THE LAW OF TORTS, 154-58(1895) ; WILLIAM B. HALE, HANDBOOK OF THE LAW OF TORTS, 93-95(1896).
- (41) THOMAS M. COOLEY, A TREATISE ON THE LAW OF TORTS OR THE WRONGS WHICH ARISE INDEPENDENT OF CONTRACT, 99(1879).
- (42) *Id.* at 100.
- (43) *Id.*
- (44) *Id.* at 100-01.
- (45) *Id.* at 101.
- (46) OLIVER WENDELL HOLMES, JR., THE COMMON LAW, 109(1881).
- (47) ルイジアナ州で精神障害者の責任が最初に問題となった事例は *Yancey v. Maestri*, 155 So. 509, 515. (1934) である。ここでは、この問題に関するコモン・ローと大陸法との根本的な違いについても言及されている。
- (48) *McIntyre v. Sholty*, 121 Ill. 660, 664(1887) ; *Young v. Young*, 132 S. W. 155, 157(1910) ; *McGuire v. Almy*, 297 Mass. 323, 327-28(1937) を参照。
- (49) 有賀貞ほか編『世界歴史大系 アメリカ史②—1877年～1992年—』(山川出版会、1993年)31-32頁。
- (50) 貴堂嘉之『南北戦争の時代—19世紀 (アメリカ合衆国史②)』(岩波新書、2019年)188-189頁。
- (51) Ellis, *supra* note 39, at 1085.
- (52) COOLEY, *supra* note 41, at 101.
- (53) Ellis, *supra* note 39, at 1085.
- (54) *Id.* at 1085. 中村満紀男「20世紀前半のアメリカ合衆国における精神薄弱者の優生断種史：序説」心身障害学研究19号 (1995年)13頁、同「20世紀前半のアメリカ合衆国における精神薄弱者の優生断種史 (2)」心身障害学研究20号 (1996年)67頁、同「世紀転換期のアメリカ合衆国における精神薄弱者の生殖防止論と婚姻制限法の制定—20世紀前半のアメリカ合衆国における精神薄弱者の優生断種史 (3)」筑波大学リハビリテーション研究7巻1号 (1998年)3頁、同「20世紀前半のアメリカ合州国における精神薄弱者の優生断種史 (4)」心身障害学研究22号 (1998年)1頁。なお、20世紀初頭には制定法上で精神障害者の賠償責任を肯定した州もある (Note, *Insane Persons — Tort Liability*, 22 MINN. L. REV. 853, 856-57. n.19. (1938))。
- (55) 貴堂嘉之「移民国家アメリカの優生学運動—選り捨ての論理をめぐって—」歴史評論780号 (2015年)28頁、小野直子「近代科学の台頭と人間の分類—20世紀転換期アメリカにおける『精神薄弱者問題』—」富山大学人文学部紀要62号 (2015年)163頁、同「革新主義期アメリカにおける精神医学と移民制限」富山大学人文学部紀要64号 (2016年)137頁。
- (56) *McIntyre*, 121 Ill. at 664. もっとも、20世紀中頃から精神障害者に対する社会的態度が変化していく (Grant H. Morris, *Requiring Sound Judgments of Unsound Minds : Tort Liability and the Limits of Therapeutic Jurisprudence*, 47 SMU L. REV. 1837, 1839. n.39(1994).)。
- (57) *Williams v. Hays*, 98 Sicksels 442(1894). なお、3名の判事が反対しているが、その具体的内容は不明である。
- (58) *Id.* at 446-47.
- (59) *Id.* at 451.
- (60) *Id.* at 454.
- (61) 合理人を基準とすることにつき、加藤一郎教授は、事実認定をする陪審にとって判断しやすくなるという事情が関係していると言う (加藤・前掲注(5)452頁)。
- (62) 本判決を批判する20世紀初頭の学説として James Barr Ames, *Law and Morals*, 22 HARV. L. REV. 97, 100(1908) ; Bohlen, *supra* note 15, at 31-32を参照。近年の過失判断基準に関する議論に関して、大北由恵「アメリカ法における精神疾患者の不法行為責任」関学69巻2号 (2018年)397頁を

参照。なお、未成年者の過失判断基準に関しては、20世紀初頭に保護的観点から年齢的未成熟を考慮した主観的過失基準が認められていった（拙稿「未成年者の不法行為における過失判断基準—アメリカ法の『未成年者の注意義務』に着目して—」青森法政論叢19号（2018年）64頁）。身体障害者に関してもその独自の過失判断基準が認められた（Kelley, *supra* note 31, at 192.）。

- (63) 精神障害者の賠償責任を正当化する理由に対する批判として、樋口範雄『アメリカ不法行為法』（弘文堂、第2版、2014年）29頁。
- (64) なお、子どもによる不法行為事件においても親の賠償責任は特定の場面に限定されている（拙稿「アメリカ不法行為法における親の民事責任の概況—過失責任原則と被害者救済の關係に着目して—」青森法政論叢14号（2013年）58頁）。
- (65) なお、日本法では未成年者であれ、精神障害者であれ、責任無能力という点から同じ対応をしているが、アメリカ法では両者の対応が全く別のものとしている点でも、日本法の在り方に示唆を与えていると言える（拙稿・前掲注(62)64頁）。
- (66) この点に関して、久須本教授は「危険の具体的回避可能性のある関係者について、個別具体的に民法709条責任の成否を検討すればよいのではないか」と述べている（久須本かおり「判批」愛大208号（2016年）189頁）。なお、民法709条の問題とする見解につき、青野・前掲注(3)65頁、久須本・前掲注(2)152頁、吉村良一「監督義務者責任（民法714条）の再検討—2つの最高裁判決を手がかりに—」立命369・370号（2016年）867頁。
- (67) Elizabeth J. Goldstein, *Asking the Impossible, The Negligence Liability of the Mentally Ill*, 12 J. CONTEMP. HEALTH L. & POLY 67(1996) ; Kristin Harlow, *Applying the Reasonable Person Standard to Psychosis : How Tort Law Unfairly Burdens Adults with Mental Illness*, 68 OHIO ST. L. J. 1733(2007).